

島本町教育委員会 会議録（令和6年第2回 定例会）

日 時	令和6年2月6日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時54分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長 （教育総務課）三代剛課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）岡澤潤課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課）三宅拓也課長 （生涯学習課）
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	中村りか教育長
議 題	<p>第1号報告 令和5年度教育委員会表彰に係る審査の臨時代理について</p> <p>第3号議案 島本町学校運営協議会規則の制定について</p> <p>第4号議案 島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号議案 教育長に対する事務委任規則の一部改正について</p> <p>第6号議案 島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について</p> <p>第7号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について</p> <p>第8号議案 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について</p> <p>第9号議案 令和5年度教育費補正予算（案）について</p> <p>第10号議案 令和6年度教育費当初予算（案）について</p> <p>第2号報告 令和5年度学校教育自己診断結果の公表について</p> <p>第3号報告 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概要）について</p>
議 決 事 項	第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、第7号議案、第8号議案、第9号議案、第10号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

職務代理者

本日は、教育長が体調不良のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に基づき、教育長職務代理者である私が議事の進行をさせていただきます。

本日、出席者は4名です。定数を満たしておりますので、令和6年第2回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録確認委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、西尾教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、西尾教育委員に決定いたしました。よろしくお願いたします。

それでは、第1号報告「令和5年度教育委員会表彰に係る審査の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第1号報告「令和5年度教育委員会表彰に係る審査の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は令和5年度教育委員会表彰に係る審査のため、令和6年第1回教育委員会定例会において議案として提出し、議決をいただきました。その後、表彰に向けて学校と連携する中で、議案資料中の団体名の表記に誤りがあることが分かりましたので、本来であれば教育長に対する事務委任規則第1条第1項第16号の規定に基づき再度議決を得る必要があったものでございます。しかしながら、教育委員会表彰の日程が令和6年1月30日であったため、事務の都合上、教育委員会議を開催し議決を得るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

3ページの資料を御覧ください。誤りがありましたのは、「島本町立第二中学校陸上部」との表記であり、正しくは、「ANGEL ABILITY AC」との表記でございます。

今後このようなことがないように努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

職務代理者

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

「ANGEL ABILITY AC」という団体名について、「島本町立第二中学校陸上部」との関係性としてはどのようなものなのでしょう。

教育総務課長

第二中学校の生徒が別の団体で競技をしていて、その団体で大会に出て優勝されましたので、そのような関係でございます。

教育委員

すばらしい成績を修められていて、公表の仕方というのは例えばホームページ等でされるのかなと思うんですけども、高槻市役所の前を通ると懸垂幕が下りていましたので島本町ではどうされるのかお聞きできればと思います。

教育推進課参事

学校の方での表彰となりますと、学校のクラブから出場という場合に関しましては懸垂幕であったり垂れ幕であったりとかがあるかなと思うんですけども、クラブチームから出場ということですので、その辺を含めて考慮する必要があるかなというふうに思います。

職務代理者

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者

ないようでございますので、報告内容のとおり、承認するものといたします。

それでは、第3号議案「島本町学校運営協議会規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課長

それでは、第3号議案「島本町学校運営協議会規則の制定について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の7ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則の制定文でございます。

続いて、13ページをお開きください。

まず、提案理由は、学校運営協議会の設置に関し必要な事項を定めるため、制定するものでございます。

本議案は、「開かれた学校」づくりから更に一步踏み出した「地域と

ともにある学校」へと転換していくために学校運営協議会の設置を提案するものでございます。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の平成16年改正により導入された制度であり、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関でございます。同協議会の設置について、当初は任意となっておりますが、平成29年改正により努力義務となっております。近隣自治体の動向も踏まえながら学校運営協議会の設置について検討を進めた結果、本町においてもこれを設置したいと考えております。

本町におきましては、開かれた学校づくりの一環として、校長が学校運営に関する意見を求める場として学校協議会を設置しておりますが、学校運営協議会は、委員の委嘱者が校長から教育委員会に変わることにより、より客観的な地域の声を学校運営に反映する意味合いが強くなります。

なお、委員につきましては、保護者や地域住民、学識経験者等を想定しております。

その他、学校運営協議会の主な特徴としましては、学校の運営方針を承認すること、学校の運営について教育委員会又は校長に意見を述べるができること、学校の教職員の任用について意見を述べるができることとなっております。

今、学校がかかえる課題は、複雑化、多様化しており、学校だけでは、解決できない課題が多くあります。この学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールは、地域、保護者、学校など全ての大人が当事者として教育に関わり、これからの時代を担う子どもたちを社会みんなで責任を持って育てるといふ、学校の公共性を高めることを目的としております。

このたび、学校運営協議会の設置にあたり、三島各市や豊能地区の町への調査、検討を行った上で、これまで実施してきた学校協議会の枠組みを活用し、令和6年度におきましては、児童養護施設を校区に抱える第二中学校に試行的に「学校運営協議会」を設置したいと考え

ております。子どもたちを取り巻く課題を共有し、それぞれの立場から、学校運営に関して、一定の権限と責任をもって意見を言っていただき、よりよい学校運営につなげてまいります。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

職務代理者

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

運営協議会を設置するに当たっての基準というか根拠みたいなものは、各学校にこれから試行して設置されていくのか、それとも一定のラインを引かれて今後設置するかどうかをお考えになるのか、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

教育推進課長

三島各市に調査、検討を重ねた結果、どの市町村も試行的に入れていくというところが多いというところで、本町としても学校協議会は学校ごとにあるんですけども、学校運営協議会というのを導入するに当たっては、まず試行的に第二中学校から入れていこうと。高槻市を参考にしましても、中学校区で入れているというところもありまして、まず入れてみて、広げていくのかというところは検討を重ねていかなければいけないと考えております。

教育委員

学校ごとに置かれる学校協議会は、学校が自身の学校について協議する場で、教育委員会が対象校を選んで設置する運営協議会というのは、形として教育委員会が設置する、というのはわかるんですけども、議論の中身というか本質的なところはこういった性格的な違いがでてくるとお考えになりますでしょうか。

教育推進課長

まず、学校協議会につきましては、校長が学校運営に関して意見をもらう場ということでして、学校運営協議会に関しましては、学校運営委員が校長が作成する学校運営の基本方針を承認することであつたり、意見を述べることができることであつたり、教職員の任用について教育委員会や学校長に意見を述べることができる、一定の権限を持っているというところが大きな違いであります。

教育委員

資料9 ページの2の2行目「協議の結果に関する情報で」は、これで

よろしいのでしょうか。

教育推進課長 失礼いたしました。「関する」の「る」が抜けていると考えます。申し訳ございません。

職務代理者 この規則ですが、どこか参考にされたのか、過不足があるのかなのか、この規則自体新しいと思うのでそれに関して教えてください。

それからもう1点が、第二地区に導入されるということですが、はるか学園の職員さん等もチームの中に入れていただくというふうなことを考えておられるのか。2点お願いします。

教育推進課長 規則の作成にあたりましては、三島各市や豊能地区等ですでに導入しているところのものを参考にいたしました。第二中学校に設置するに当たって、当然地域住民であったり保護者が対象になってきますので、はるか学園の職員もその対象であると認識しております。

教育委員 10ページの上から2行目の、協議員の構成者のところですがけれども、(3)の「対象学校の運営に資する活動を行う者」というふうにあるんですけれども、広い範囲かと思うんですけれども、具体的に想定されているお立場とかありますでしょうか。

教育推進課長 具体的には学校がやりたい活動を地域と繋いでくださる方、というところなんですけれども、イメージとしては安全ボランティアをしてくださっている方であったり、普段から学校と繋がりを持っていただいている方を想定しております。

職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第4号議案「島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第4号議案「島本町教育委員会事務局組織に関する規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の17ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則改正の改め文でございます。

続いて、19ページをお開きください。

まず、提案理由は、先ほどの第3号議案にてお諮りした島本町学校運営協議会規則の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

20ページを御覧ください。

第8条教育推進課の項第8号について、学校運営協議会を加えるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

職務代理者

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

職務代理者

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

職務代理者

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第5号議案「教育長に対する事務委任規則の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第5号議案「教育長に対する事務委任規則の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の23ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の規則改正の改め文でございます。

続いて、25ページをお開きください。

まず、提案理由は、第4号議案と同様に先ほどの第3号議案にてお諮りした島本町学校運営協議会規則の制定に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

26ページを御覧ください。

第1条第1項第15号について、新たに学校運営協議会委員を追加するとともに、島本町執行機関の附属機関に関する条例第4条に準拠し、任命等についても明記するものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

職務代理者 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第6号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

次長兼生涯学習課長

それでは、第6号議案「島本町執行機関の附属機関に関する条例の一部改正について」御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

なお、本条例は、町長部局の改正内容も含めて提出する内容となっており、教育委員会の所管分について御審議いただきたくようお願いいたします。

資料の31ページをお開きください。

提案理由は、新たに教育委員会の附属機関として「島本町新体育館等整備基本計画策定委員会」を設置するため、所要の改正を行うものです。

資料の32ページをお開きください。

今回の改正内容について、議案参考資料の新旧対照表に基づき、御説明申し上げます。

本委員会の担当する事務は、新体育館及び関連施設の整備に関する基本計画の策定について審議し、教育委員会に意見を具申するもので、委員の定数は8人以内でございます。

なお、委員の構成は、学識経験を有する者、町の関係団体が推薦する者、町立小・中学校長及び住民でございます。

ページを戻っていただきまして29ページをお開きください。

下から7行目を御覧ください。施行期日は、令和6年4月1日でございます。

次に30ページをお開きください。

本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」についても一部改正を行い、島本町新体育館等整

備基本計画策定委員会委員の報酬を他の審議会等と同様に月額7,500円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

職務代理者

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

職務代理者

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

職務代理者

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第7号議案「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第7号議案「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件における条例の一部改正は、2月27日から開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の37ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の条例改正の改め文でございます。

続いて、39ページをお開きください。

まず、提案理由は、学校運営協議会を設置するとともに、本則の規

定を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正のうち、教育こども部に係る具体的な改正内容については「2 議案の概要」の（4）報酬額の表に学校運営協議会委員を加えるものでございます。

次に、新旧対照表を基に御説明いたします。

42ページを御覧ください。

別表第1（第2条関係）について、教育委員会規則に基づき、令和6年度から、町立中学校1校に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会が設置されることに伴い、学校運営協議会委員の報酬額を定めるものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

職務代理者 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

職務代理者 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

職務代理者 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

職務代理者 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

職務代理者 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

職務代理者 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第8号議案「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第8号議案「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。

本案件における条例の一部改正は、2月27日から開かれる町議会

2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

始めに、資料の45ページを御覧ください。

本ページに記載しているものが、今回の条例改正の改め文でございます。

続いて、47ページをお開きください。

まず、提案理由は、指導主事等の給与の特例を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要について、新旧対照表を基に御説明いたします。

48ページを御覧ください。

改正議案の概要は、人事交流等により町立学校の府費負担教職員から引き続き町の職員として採用された指導主事その他の職員の給料については、その採用前に受けていた給与との均衡を失しないよう別に決定することができることとするものでございます。

町立学校に勤務する府費負担教職員を割愛し、町の職員として採用する場合、この割愛職員の給料については、教職員であったときの給与水準が維持されるよう、町への採用前の年収額を基に初任給を決定するなど、転職して町に採用された他の一般の職員とは別の方法により給与を決定しています。

本条例においては、現状、これに係る明確な規定がなく、実情に即して条例に関係規定を整備しておくことが望ましいことから、今回改正するものでございます。

施行期日は、令和6年4月1日でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

職務代理者

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

府から所属が島本町に変わることで、給与等の条件が俗にいう現給保障と言いますか、不利益変更の無いような内容を定めるという理解でよろしいでしょうか。

教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。

教育委員 今までも同じようなケースがあったのだけどもこういう記載がなかったので今回記載をするという理解でよろしいでしょうか。

教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。

職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

職務代理者 これより、本案に対する討論を行います。

職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 ないようでございますので、討論を終結いたします。

職務代理者 それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

職務代理者 それでは、第9号議案「令和5年度教育費補正予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第9号議案「令和5年度教育費補正予算(案)について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の補正予算は、2月27日から開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

まず、教育総務課及び教育推進課所管分から御説明いたします。

資料の51ページをお開きください。

歳入でございます。

国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、学校施設整備費補助金51万8,000円の減額につきましては、補助金の交付決定に伴い減額するものです。

資料の52ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出内訳説明書の表の一番上の行、教育委員会費、一般事務事業、需用費、消耗品費2万3,000円の減額につきましては、教育委員会月報が電子データ化されたことによるものです。事務局費、一般事務事業、使用料及び賃借料、使用料16万1,000円の減額につきましては、他部署所管のソフトを活用することができたことによるものです。その下の一般事務事業（施策分）、役務費、電算関連通信運搬費13万円の減額につきましては、想定していた回線利用料が統合型校務支援システムの構築費用に含まれるなど事業費の確定によるものです。その下の奨学金貸付事業、報酬、特別職非常勤職員報酬1万5,000円の減額につきましては、奨学金の申請がなかったため、選定委員会が開催とならなかったことによるものです。その下の貸付金20万円の減額につきましては、奨学金の貸与がなかったため、不執行となることによるものです。

次に、教育センター費、新型コロナウイルス感染症対策事業、需用費、消耗品費1万8,000円の減額につきましては、本年度において不要となったことによるものです。

次に、学校管理費（小学校費）、学校管理事業、委託料、事務等委託料26万6,000円の減額につきましては、事業確定及び公共下水道接続によるものです。その下の委託料、電算関連委託料138万6,000円及び学校管理事業（施策分）、役務費、手数料12万7,000円の減額につきましては、事業見直しに伴い本年度において不要となったことによるものです。その下の委託料、電算関連委託料18万4,000円及び使用料及び賃借料、電算関連使用料295万5,000円、小学校施設改善事業、工事請負費、工事請負費1,501万6,000円及び小学校施設改善事業（施策分）、工事請負費、工事請負費520万円、給食事業、需用費、修繕料33万円、委託料、事務等委託料38万8,000円の減額につきましては、事業確定によるものです。その下の新型コロナウイルス感染症対策事業、需用費、消耗品費20万2,000円の減額につきましては、本年度において不要となったことによるものです。

次に、学校管理費（中学校費）、学校管理事業、委託料、事務等委託

料7万4,000円の減額につきましては、事業確定によるものです。その下の学校管理事業（施策分）、役務費、手数料5万7,000円の減額につきましては、事業見直しに伴い本年度において不要となったことによるものです。その下の委託料、電算関連委託料9万2,000円及び使用料及び賃借料、電算関連使用料147万8,000円の、中学校施設改善事業、工事請負費、工事請負費1,026万3,000円及び中学校施設改善事業（施策分）、工事請負費、工事請負費173万3,000円、給食事業、委託料、事務等委託料22万9,000円の減額につきましては、事業確定によるものです。その下の新型コロナウイルス感染症対策事業、需用費、消耗品費12万6,000円の減額につきましては、本年度において不要となったことによるものです。

教育総務課及び教育推進課所管分については、以上でございます。

子育て支援課長

続きまして、令和5年度教育費補正予算（案）のうち、子育て支援課所管分について、御説明申し上げます。

「歳出」でございます。

教育総務課の続き、歳出内訳説明書の表中中程「目：幼稚園費」「節（説明）」の「旅費（費用弁償）」37,000円につきまして、年度当初から任用しておりました会計年度任用職員が任期途中で退職されたことに伴い、その人員の補充を行ったことにより、当初見込んでいなかった費用弁償が必要となったため、増額するものでございます。

子育て支援課所管分につきましては、以上でございます。

次長兼生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管分につきまして、御説明申し上げます。

歳出でございます。

53ページを御覧ください。

目) 青少年費 節) 報償費（会計年度任用職員報酬） 81万6千円の減額につきましては、青少年指導員の活動実績等によるものでございます。

その下の使用料及び賃借料の20万2千円の減額につきましては、二十歳のつどいを本年1月8日に開催し事業費の確定によるものでございます。

その下の需用費（消耗品費）2万3千円の減額、その下の（目）歴史文化資料館管理費（節）需用費（消耗品費）2万2千円の減額、更にその下の（目）図書館費（節）需用費（消耗品費）2万円の減額、更に3行下の（目）スポーツ推進費（節）需用費（消耗品費）14万8千円の減額につきましては、いずれも新型コロナウイルス対策消耗品が不要になったことによるものでございます。

2行上に戻りまして、スポーツ推進費の報酬（特別職非常勤職員報酬）67万5千円の減額につきましては、スポーツ推進委員の人数等の活動実績に伴うものでございます。

その下の、（節）需用費（光熱水費）152万8千円の減額につきましては、本年度末までの実績及び使用見込みによるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

職務代理者

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

御説明の各所に事業確定による減額とありますけれども、どういう状態のことを指しているのでしょうか。

教育総務課長

例えば工事等でしたら工事の予算を挙げまして、入札等をして金額を確定して、工事を施工して進行して、全ての事業が完了して、予算額と契約金との差というのが事業確定による減額、といったものが代表的な事例となります。

教育委員

今回多くの場合が減額として出てきていますので、当初の予算よりもかなり小さな額で事業そのものが固縮できたということなのでしょうか。

教育総務課長

多くのものがそのような形になります。

教育委員

例えば、資料52ページの下から4行目の小学校施設改善事業、町立小学校高架水槽改修工事につきましては、かなり大きな金額が減額になっているかと思うんですけれども、これは当初の予算と実際施工された部分が大きく違っていたということになると思うんですけれども、どんな状況でこれだけ違っていったのか教えてください。

教育総務課長

小学校費が1,500万円、53ページの高架水槽で1,000万

円の減額をしております。大きな減額になった理由は2点ございまして、この工事に関しましては予算を取るに当たって設計業務と同時進行で行っていたものですから、概算工事費として余裕を持った予算を初めに計上させていただいているのが1点、そしてそれ以上に大きな要因としましては、この予算については令和4年の12月議会で補正予算にて計上させていただいています。その際に令和4年度、令和5年度の一箇年にまたがった工事ということで、令和4年度においては前払い金の予算を補正させていただきました。令和5年度当初予算におきましては、前払い金が請求されるかは未定ですので、それらを含んだ工事費の総額を令和5年度に計上させていただきます。令和4年度におきましては、前払い金の請求がありまして、それを支出しております。従いまして、前払い金が両方とも計上しているというものです。令和5年度は前払い金はもちろん令和4年度にお支払いしますので執行する必要がありませんので、予算と最終的な支払額との差というのが大きくなっている要因でございます。

職務代理者 歳入の方なのですが、51万円が減額されているということなのですが、これは何か理由があるのか教えていただけますでしょうか。

教育総務課長 今回の工事業者との契約金額と大阪府との対象内経費のやりとりを見まして、実績額が確定したことによる補正でございます。その分の減額となっております。

職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

いろんな工夫によって、こうやって丁寧に使っていただいております。△が多くて嬉しかったです。

職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第10号議案「令和6年度教育費当初予算(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第10号議案「令和6年度教育費当初予算(案)について」、御説明申し上げます。

本案件における教育予算の当初予算は、2月27日から開かれる町議会2月定例会議に提出予定のものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、議会への提出前に、教育委員会の議決を求めるものでございます。

資料の57ページをお開きください。

始めに、歳入でございます。

教育予算に係る歳入は、令和5年度に比べ1億1,904万1,000円、率にして43.0%増の3億9,561万6,000円を計上しております。

資料の59ページをお開きください。

続いて、歳出でございます。

教育予算に係る歳出は、正職員の人件費を除き、令和5年度に比べ5,989万円、率にして4.8%増の13億1,788万3,000円を計上しております。

これは主に、水無瀬川緑地公園内への、町立体育館、学校プール及びテニスコートの移転整備を進めるため、基本計画の策定を予定しているほか、施設整備として、複数の改修工事等や工事の実施設計業務を予定していることによるものでございます。

資料の60ページをお開きください。

続いて、債務負担行為でございます。

表に記載するものは、複数年度契約により行う事業で、その期間が令和7年度以降にわたるものでございます。なお、債務負担行為を設定した事業については、予算の単年度主義の原則の例外として、債務負担行為を設定した年度の翌年度以降の歳出予算への予算計上があらかじめ予定されることとなります。

資料の63ページを御覧ください。

最後に、歳出予算のうち、施策事業に係るものでございます。

各施策事業の予算額、内容及び目的等につきましては、表に記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

職務代理者

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

63ページの生涯学習課所管分で歴史文化資料館の耐震診断というものは、昭和16年の建設ということは耐震化の基準は満たしていないということでしょうか。

次長兼生涯学習課長

耐震基準を満たしているかどうかは正直耐震診断をしていないのでまだ分からない状況でございます。兼ねてより耐震診断につきましては必要性を教育委員会で認識していたのですが、今後どういう形で活用していくのかによって、耐震診断の結果、その後の改修や方針であったり、基本的な改修の方法というのがなかなか決まらないところがあったので、今日まで耐震診断については着手できていなかったという状況があるんですけれども、今般内部調整の中で今後民間活力を導入した資料館の活用を検討していくということで、他の部局にはなるんですけれども、そちらの方でも今後もし民間が資料館を活用するのであればどういった方法があるのかの調査がいきますので、調査次第耐震診断をして結果を基に今後の改修方法とかをある程度決めていきたいという目途ができましたので、来年度耐震診断の予算を挙げさせていただいているというのが今回の流れになっております。

教育委員

先ほどの御説明の中で歳入のところが前年に比べてかなり大きな額が増額をされるということで、57ページの下から6行目の学校施設環境改善交付金のところが前年度に比べて大きくなっているということなんですけれども、これは具体的にはどういった内容になるのでしょうか。

教育総務課長

こちらに関連する工事ですけれども、第一、第二小学校の体育館の全面改修を予定しております。それが主な工事にかかる公金になります。

す。

職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

職務代理者 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

残りの報告2件については、結果の概要を説明後、各学校別の結果を扱うため、秘密会といたします。

それでは、第2号報告「令和5年度学校教育自己診断結果の公表について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第2号報告「令和5年度学校教育自己診断結果の公表について」、御説明させていただきます。

お手元の資料67ページを御覧ください。

67ページから71ページには、小学校4校の結果をまとめており、72ページから76ページには、中学校2校の結果をまとめております。

まずは、小学校の主な結果概要について御説明申し上げます。

1番、「学校へ行くのが楽しい」という質問につきましては、ここ数年、年度ごとに多少の増減があるものの、肯定的回答が70%~80%で推移しております。本年度も81.2%と昨年度比で1.3ポイント増となりました。様々な背景や悩みを持つ児童・生徒が増加している状況の中で、学校が果たすべき役割について、「学習機会と学力の保障」のみならず、「社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障」「安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障」という3つを保障することが重要でございます。加えま

して、「みづまるキッズプラン」においても、自己肯定感、自己有用感の育成が、最上位目標にありますため、一人でも多くの児童が「学校へ行くのが楽しい」と感じられるような学校づくりを推進してまいります。児童、保護者を含め、肯定的回答率が限りなく100%となることを目指して、引き続き生活指導や授業改善とも連動させながら、児童の状態を多角的に見取っていき、全校的な取組を進めてまいります。

続きまして、2番「「確かな学力」の育成」という質問につきましては、「主体的」という語句を分かりやすくすることを企図して、前年度から質問内容を変更いたしました。児童が学びの主体となり、自らの学習を調整できることを目標として、今後、各学校における校内研究や研修による授業改善を日々実践していくことが必要であると認識しております。また、児童が課題の重要性等を認識した上で教育活動に取り組んでいく等、学習に係るメソッドの確立が重要であると考えます。更に、学校が取り組む教育活動の意義や目的について、児童や保護者向けに丁寧な伝達が必要であると言えるでしょう。

続きまして、3番「ICTの活用について」の項目ですが、児童・教職員の肯定的な回答は引き続き80%を超える高い数値となっているものの、前年度と比較した場合に児童が5.5ポイント、保護者が9.4ポイント、教職員で12.6ポイント低下しております。質問内容においてGIGAスクール構想による1人1台端末を意識させる問い方にした結果、このような結果となったことが推定されます。1人1台端末については、特別な道具という認識ではなく、文房具のように当たり前の活用していく段階に入ってきたと捉えております。本年度の結果からは、より一層各学校において、どのような目的を持ち、児童のどのような力を計るために端末を活用するのか、を研究していく必要があると分析できます。また、保護者においてはわからない・無回答の回答が多かったことから、学校のICT教育の目標や取組状況などを丁寧に発信していく必要があります。

続きまして、5番「自学自習について」でございます。前年度に引き続き、教職員の肯定的回答が90%を超えている一方、児童と保護

者の肯定的回答は約75%前後となっています。各小学校の取組が徐々に児童へ浸透していることが伺えますが、依然として保護者への取組周知が課題となっています。先ほどの1人1台端末を自主学習・家庭学習のツールとして活用する等、学校としてどのような方策が効果的か考えていく必要があります。

続きまして9番「いじめ防止・対応について」の項目ですが、児童と教職員の肯定的回答は約90%と高い数値を維持しております。各校における「いじめが起きにくい集団作り」の取組や、「いじめの構造理解、共通認識」の推進、及び、いじめ報告書の様式見直しなども踏まえ、事案一つ一つに、迅速かつ組織的な対応を行ってきた成果が表れていると考えられます。今後も、いじめの未然防止、早期対応に向けた取組を充実させてまいります。保護者については、肯定的回答が増加したものの、「わからない・無回答」の回答が26.9%と高く、大きな課題であります。各小学校と保護者との共通認識を図るべく、いじめの構造理解等を取り扱った授業参観を実施する等の取組を進めていく必要があると分析できます。

それでは次に、中学校の概要について御説明申し上げます。

まず1番の「学校へ行くことが楽しい」の項目ですが、前年度と比較して肯定的回答割合が増加いたしました。小学校でも申し上げましたが、引き続き全ての生徒に対し3点を保障し続けることが重要です。増加傾向にある不登校に対しても、中学校・生徒・保護者を含んだ地域が連携して対応していくことが不可欠であることから、引き続き全ての生徒が安心して学べる学校環境づくりを推進してまいります。

続きまして2番「「確かな学力」の育成について」の項目ですが、前年度と比較して生徒・保護者・教職員の全てで肯定的回答割合が増加いたしました。各中学校で探究型学習を学力向上方策の中心に据え、生徒の自主性を伸ばさせる取組を行った結果であると分析できます。引き続き、地域や社会の課題について、生徒が各教科で育んだ見方・考え方に基づいて分析し、自分なりの答えを持つことができるような学習活動を、各中学校で推進していく必要があります。

続きまして7番「キャリア教育について」の項目ですが、各中学校

では中学2年生を中心にキャリア教育について取組んでおります。ただ、生徒の4.3%、保護者の24.0%が「わからない・無回答」と回答していることから、各中学校は職業について学ぶ、進路について学ぶだけがキャリア教育ではなく、学校で行われる教育活動全てがキャリア教育につながっている、という認識を改めて持つ必要があります。義務教育の最終段階である中学校において、生徒たちがどのようにキャリアを形成していくのか、カリキュラム・マネジメントの観点も踏まえて考えていかなければいけません。

続きまして9番「いじめ防止・対応について」ですが、生徒が94.7%、保護者が79.4%という肯定的回答割合であったことに対し、教職員は96.9%となっており、昨年度と比較して生徒・保護者の数値は向上しました。こちらも小学校と同じく、各中学校でいじめに係って生徒及び教職員間の共通認識確立に努めてきた結果であると分析できます。特に中学校においては、生徒が思春期特有の悩みや保護者との関係も含めた人間関係の複雑さや進路決定に係るプレッシャーの大きさ等もあり、問題発見及び解決が複雑になっております。各校では生徒会を中心にいじめ防止の取り組みが展開されていることなどを、保護者に対しても、いじめ対応リーフレット等を有効に活用して、各校のいじめに対する取組を積極的に発信し、理解につなげていく必要があると分析いたします。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要についてホームページを通じて公表したいと考えております。

以上、簡単ではございますが「令和5年度 学校教育自己診断結果の公表について」の説明を終わらせていただきます。

職務代理者
教育委員

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

「学校に行くのが楽しい。」というところが小学校中学校ともにポイントが上がっていてとても嬉しく有り難く思っています。

I C Tにつきまして、昨年度と文言が変わっていて、「タブレット端末を使った」というところが加わっているのかなと思うんですけども、それによって少しポイントが下がったのかなというように指摘さ

れているかと思うんですけれども、とはいえ去年も「コンピューターや」というのが入っていて、子どもにとって1人1台持つてる機器で、タブレットとしても使えるし、キーボードも付いていてノートパソコンのようでもあるという、タブレット端末を子どもがどんなふうに認識しているのかというところも影響してくるのかなと思っていて、その影響が1つなのかなというのと、もう1つはコロナも収束してきて、良い意味でも悪い意味でも以前の授業スタイルに戻っているんだとすると、ICT器機を子どもが自分のタブレット、パソコンをあまり使わずに授業を進めていくようなスタイルが返って増えてきてしまっているとする、少しそこは気をつけていかないといけないところなのかなと思いました。使うことそのものもいいとは限らないとは思わないんですけれども、その活用の在り方というところも今求められているところですし、学力調査もコンピューターベースでされるというような話も聞いておりますので、そのあたりの対策も兼ねて、より世の中で子ども一人一人が使うような形態を取り入れていただけたら有り難いなと思っております。

もう一つは中学校の方の成績評価についてのところで、生徒さんには「学校が出す学習の成績・評価について、納得できる。」という文言で、保護者さんには「適切に提示している。」という文言になっています。生徒さんに対しては自分の成績に納得できるのかどうかと聞いているんだけど、一方で保護者さんにはお子さんの成績が納得できるものなのかどうかというよりも提示の仕方が適切かどうか、という聞かれ方になっているので、聞いている趣旨が少しずれてくるのかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

教育推進課参事

4番に関してですけれども、こちらの意図といたしましては、中学校で担任をやっておりますと、やはりよくあるのが成績を保護者さんと共通で見せたときに「知りませんでした、持って帰ってきていないです。」というのが前提条件であるかなと思いますので、そこに対して正式なものに基づいてそれを出しているかどうかという意味でこういう文言にさせてもらっているんですが、もちろんおっしゃるとおりだと思います。ですので、次年度しっかり検討して考えていきたいと思

います。

教育委員

毎回これを見ると教職員と生徒、児童の認識はだいたい合っているのに保護者だけが認識されていないなというふうに感じていて、学校と保護者というよりも子どもと保護者のコミュニケーションが取れていない傾向かなと。特に中学校になると余計になかなかいろんな話を親子でしないかなというのは感じるころではあるんですけど、毎回同じような数字が出るので学校を含めてできていけばいいかなという感想を持ちました。

教育委員

小学校での自学自習と学力の育成について、ここは自主性なんですけれども、小学生、高学年と低学年で変わると言うんですけれども、ここの捉え方ですね、いろんな分析していただいて聞き方も工夫されているんですけれども、児童そのものがかなり区別できての回答になっているのかどうか、その辺が知りたいなと思ったんですけれども。

教育推進課参事

確かに文言の捉え方というか、もちろん分かりやすいようには心掛けてはいるんですけれども、やはり学齢の低い子に関しては理解が追いつかないところもあるのかなと思います。ただ、学級で実施する際には、担任等が噛み砕いて説明をした上で実施ということになります。ただ、何がベターかというところは引き続き検討していく必要があるかなと認識しております。

教育委員

いじめのところの、各回答があって分析していただいているんですけれども、無回答、わからないというどちらかというとなegティブな回答になるのかなというのと、ポジティブな回答になるのと、それ自体の分析をされていて、いじめ事案の数との相関というのは何か感じられる部分はあるのでしょうか。増えた年、減った年によって回答の変化があるのかとか、その辺はいかがなのでしょう。

教育推進課参事

いじめ事案に関しましては報告書を今年変えていますので、増加はさせてもらっています。ただ、細かい事案に関しても報告をしてください、ということの結果として増えているという実態がございます。相関に関してはぱっとお答えはできないですけれども、学んだ結果どうなったかというところは今後も見えていく必要があるかなと思いますので引き続き考えていきたいと思っております。

職務代理者 キャリアのところ、先ほど参事もキャリアは就職に直結するだけではなく、と言っていただきまして、私もそのとおりだと思っています。特に大学生であってもなかなかキャリアの捉え方が十分でないというところがあって、自分の学んできた過程とか、生きてきた過程というのを、どこか、道徳でもないかもしれないですけど、そこをやっぱりきっちりと見ていく、それ自身がキャリアというところも話し合いができる何かがあればいいのかなと感じています。

教育委員 小学校についても中学校についてもいじめ防止対応についての9番あるいはその前の8番の「心の教育」や規範意識の育成について、他の項目よりも肯定的な回答が高く出ています。とても良いことと思っていて、そのベースがないと学びそのものに向かえないですし、例え学んだとしても協働的な学びに至らないと思いますので、これが他の項目より高く出ているというのは私としては良いことだと思っているんですけども、御担当の先生の捉えとしてはいかがでしょうか。

教育推進課参事 おっしゃるとおりだと思います。小学校中学校における全ての活動の基盤というのが安心して通えるということだと思います。そしてまた、教室の中が安心できる、横に座っている子に対して安心できるというところが全ての活動の根っこにあることに間違いないと思いますので、これは即地的に何かやったから構造できるというものではありません。今まで学校を挙げてしっかり取り組んできた結果がここに出ているのかなというふうに思いますので、今後もしっかり見ていきたいと思えます。

職務代理者 続きまして、第3号報告「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概要）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事 それでは、第3号報告「令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概要）について」、御説明させていただきます。

調査の対象は、小学校5年生及び中学校2年生で、令和5年4月～7月の間に、各学校の体育・保健体育の授業時間等において実施いたしました。

それでは資料79ページ「令和5年度 全国体力・運動能力、運動

習慣等調査結果（概要）」を御覧ください。

まず、小学校5年生男子児童及び女子児童の【実技集計結果】について、種目別の平均値及びT得点を、今年度の全国の値と、令和4年度の本町の値と合わせて記載いたしました。T得点につきましては、資料にありますように、全国平均値を50.0としたときの相対的な数値であり、50.0を上回っていれば、全国平均よりも高い結果である、ということを示しております。

全ての種目を合わせた「体力合計点」を見ると、今年度においては全国値を男子・女子ともにわずかに下回る結果となりました。令和4年度と比較しますと、男子は約1.0ポイント、女子は約0.6ポイント下回る結果となりました。

また資料80ページには、参考といたしまして、体力合計点における過去5年間の経年比較グラフを記載しております。

続きまして、資料81ページに、男女それぞれの種目別のT得点を、棒グラフでお示しいたしました。

男女ともに、「50m走」「ソフトボール投げ」において、全国よりも高い結果となりました。更に、令和4年度と比較いたしますと、男子は「長座体前屈」「20mシャトルラン」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ」の4種目においてT得点が伸びており、女子は「反復横とび」「20mシャトルラン」「立ち幅とび」の3種目において、T得点が伸びております。各校が走ることを中心に運動量を確保する取組みや基本的な動きを身に着ける指導を実施する等、様々な方策で体力向上に向けた授業等を展開してきた成果が表れていると考えられます。しかし、男女ともに「反復横とび」が低い結果であることから、敏捷性を高めていくことが課題であると考えられます。

資料82ページ及び83ページには、【運動習慣等調査】の回答結果を記載いたしました。「運動が好き」「体育授業が楽しい」の肯定的回答が高い割合を維持しておりますが、これは、体育の授業における児童の意欲を伸ばさせる工夫と、主体的・対話的で深い学びの実践に基づく指導が充実している成果であると考えられます。

しかし、「体育の授業で友達と協力」「体力テスト等に目標を立てて

いるか」において、肯定的回答割合が全国平均や令和4年度結果と比較して低くなる結果となりました。

以上を踏まえまして、資料84ページ「調査結果の分析と今後の方策」を整理し、記載いたしました。今後の方策ですが、3点ございます。①「課題解決」を盛り込んだ授業を意識する、②運動やスポーツの特性や魅力を実感する機会をつくる、③「ICT機器」の利活用を促進する。これらにつきまして、次年度、各学校において、推進してまいりたいと考えております。

続きまして、資料85ページからは、中学校2年生男子生徒及び女子生徒の【実技集計結果】について、記載いたしました。

全ての種目を合わせた「体力合計点」を見ると、男子、女子ともに全国平均を下回っており、令和4年度と比較して5.9ポイント低くなりました。女子も令和4年度と比較してT得点が1.1ポイント低くなりました。

資料87ページに記載している、種目別の棒グラフで見ますと、男子においては、「20mシャトルラン」「50m走」の2種目で全国平均を上回り、令和4年度と比較して「20mシャトルラン」でT得点が高くなっております。女子においては、「握力」「反復横とび」「20mシャトルラン」「50m走」で全国平均を上回り、令和4年度と比較して「20mシャトルラン」「ハンドボール投げ」でT得点が高くなっております。

資料88ページ及び89ページには、【運動習慣等調査】の回答結果を記載いたしました。「運動が好き」との質問に対し、「好き」と回答した生徒の割合が令和4年度と比較して高くなりました。ただ、「保健体育授業が楽しい」との質問に対して「楽しい」と回答した生徒の割合が、男子で全国平均と比較して19.2ポイント、令和4年度と比較して11.1ポイント低くなりました。この結果が先ほどの実技集計結果と関連していると考えられ、まずは各中学校での意識改革の必要があります。

また、「保健体育の授業でICT」の項目については、令和4年度と比較して改善したものの、依然男女で平均して約40%の生徒が「活

用していない」と回答しています。保健体育科におけるICT機器使用の好事例収集及び実践について、まずは校内教員間で実施していく必要性がございます。

最後に、資料90ページの「調査結果の分析と今後の方策」につきまして、分析を踏まえた方策が3点ございます。①教科におけるカリキュラム・マネジメントを推進する、②実生活に生かす運動の計画を活用する、③「様々な媒体を用いた協働的体験」の回数を重ねる。以上の3点を、次年度、各学校において推進してまいりたいと考えております。

結果の公表につきましては、事務局として保護者、地域住民に対する説明責任を果たすため、町結果概要について、ホームページを通じて公表したいと考えております。

以上、簡単ではございますが「令和5年度 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（概要）について」の説明を終わらせていただきます。

職務代理者
教育委員

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

気になって見ていたのは、前年度の比較というよりも、小学校の5年生と中学校の2年生なので、中学校2年生が3年前のときにどうだったのかな、みたいなことも気にして見ていたんですね。そうすると、本町の場合は小学校のときは比較的全国平均を下回ることが多かったり、80ページの下グラフや表を見てもTスコアでGT50前後あるのを少し下回ることが多いところが、86ページの中学校になると50を上回ることが多くなってきているということは、何か小学校6年、中1、中2、あるいは5年生の5月頃にするとしたら5年、6年、中1くらいのときに何か本町で特徴的な体力向上の取組などがあるのかなと思うのですがいかがでしょうか。

教育推進課参事

こちらについては確証がない話にはなるんですけども、比較はやはり運動部活動が大きなウエイトを占めているのではないかなと思います。クラブの加入率が高い水準を今も維持しておりますし、そこでやはり多くの生徒が中学校入学と同時に体力づくりを兼ねて部活動に参加するところがひとつ影響があるのかなというふうに思いま

す。

教育委員

感想なんですけれども、小学生中学生ともに思うんですけれども、スポーツは好き、体育の授業はうーん、というところで、私の方の学園で体育教員の養成をしておる中で、いわゆるスポーツという概念と体育という概念がかなり違ってきているというのがあって、そこをどう研究するか、どういう養成をしていくかというのがひとつ大きな課題になっているところなんですけれども、分析と今後の対応でもアスリートを呼んで楽しさを体験するとかいうのもありましたし、アスリートは楽しむということをどんどん言ってきて、ところが体育の授業ということになるとなかなかそうばかりはいかんやろうということになってくると思うんですけれども、たぶん体育の先生方もこれから保健の授業もありますし、体育ということも関連して、スポーツということの子どもたちが持っているイメージとそこをつなげていくというのが今後も大変だろうと思いますし、先生方の努力にも期待をしたいと思います。

職務代理者

お諮りします。

ここからの説明につきましては、公表しない各学校別の結果を扱うことから、島本町教育委員会会議規則第15条ただし書きの規定に基づき、秘密会とすることとして御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

職務代理者

御異議がないようでございますので、秘密会とすることに決しました。

教育推進課参事

[学校教育自己診断、全国体力・運動能力について各校のデータを説明]

職務代理者

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

職務代理者

ないようでございますので、報告内容のとおり、承認するものいたします。

それでは、以上をもちまして、令和6年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。